



石堤っ子

高岡市立石堤小学校

学校だより No.3

平成29年 6月 27日

小さいいじめも、見過ごしません！

子供たちは小学校の6年間で心身共に大きく成長します。体の成長は目に見えて分かりますが、心の成長は、ある日ふとした瞬間に、驚きと共に気付くことが多いです。

低学年の頃は親の言うことをよく聞いていたのに、中学年頃になると「お母さんだって、〇〇でしょ！」といった口答えや、時には反抗的な態度等が現れ、親を困らせるようになってきます。まさに、依存的な関係から自立しようともがき始める「自立へのプロセス」の始まりです。一方学校でも、少しずつ担任から離れ、仲間関係の中に居場所を求めるようになります。しかし、この仲間関係は、周りの大人に思いを察してもらい大切に扱われていたところから離れ、自立へのプロセスを歩み始めた子供たち同士のことですから、集団としてはとても未熟で、仲間外れ等、いろいろなトラブルが発生します。

子供たちには、それを一つずつ解決していく過程で、人間関係の結び方や互いのよさを認め合う関係について学んでいくのだと思います。



3年 初めてのリコーダー



全校 あいさつミニ集会

我々教職員は、子供たちの仲間関係のトラブルは見過ごさず、一つ一つを指導のチャンスと捉え、きめ細かに対応します。そして、相手の人権を侵害し、精神的な苦痛を与えるような行き過ぎた言動には、毅然とした態度で厳しく指導します。

保護者の皆様には、右の「石堤小学校いじめ防止基本方針」を読んで学校の方針をご理解いただくとともに、お子さんも含め、家族全体でこのことについて話し合う機会をもっていただきたいです。

よく、「いじめた方は忘れていくが、いじめられた方は一生忘れない。」と言います。どの子の心にも大きな傷を残さぬよう、子供たちの自立を支援していきましょう。

いじめの未然防止のために ～児童理解と環境づくり～

- ・ 基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図ります。
- ・ 規範意識を醸成し、「正義が通る学校」を目指します。
- ・ 「いい顔・いい声・いい心」をスローガンに、共感的な人間関係を築きます。
- ・ 一人一人のよさや成長を積極的に見付け、児童理解に努めます。

「石堤小学校いじめ防止基本方針」より

※子供たちの日々の活動の様子は、ホームページをご覧ください。

石堤小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他生徒の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携していじめの防止等に取り組みます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

①児童理解と環境づくり

- ・いじめに関する校内研修を行います。
- ・基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図ります。
- ・規範意識を醸成し、「正義が通る学校」を目指します。
- ・「いい顔・いい声・いい心」をスローガンに、共感的な人間関係を築きます。
- ・一人一人のよさや成長を積極的に見付け、児童理解に努めます。

②自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・道徳の授業で、いじめに関する資料を取り扱います。(年2回)
- ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人と関わったり、コミュニケーションを図ったりする能力を育てます。

○児童が主体となる取組の充実

- ・石堤ふれあいサロンや一人暮らしの老人訪問、新生苑訪問等のボランティア活動を行い、自己有用感や自己肯定感を育てます。
- ・あいさつ運動や縦割り活動(清掃、各種行事)を通して、協力することや人を思いやることの大切さを学ばせ、人とよりよく関わる力を身に付けます。
- ・よいこと見付けを行い、互いのよさを認め合い温かい人間関係づくりに努めます。

③家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・育友会や学校評議員会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて保護者向けの研修会を実施し、ネットいじめの予防を図ります。
- ・年間を通して挨拶運動を励行し、感謝の気持ちを込めて挨拶ができるようにします。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識もち、軽視することなく、積極的に関わります。また、早い段階からチームを組んで的確に対応します。

①日常的な観察

- ・教職員は、授業中だけでなく、休み時間や昼休み、放課後、日記等から児童の様子や言動に気を配ったり、声をかけたりします。授業時は、担任が早めに教室等へ行きます。
- ・交換授業、出張授業や清掃時等、担任以外の目を見た児童の気になる様子を担任に知らせ、情報の共有に努めます。また、迅速な報告・連絡・相談に努めます。